

別添資料4 各室性能表

室名	官庁施設の基本的性能基準								室面積 (㎡)	備考
	建築非構造部材	耐火	初期火災	音環境	光環境	熱環境	空気環境	情報化対応性		
行政施設（執務部分）										
区長室	A	IV	II	II	II	II	I	II	35	総務課と同じフロアとすること
副区長室	A	IV	II	II	II	II	I	II	30	総務課と同じフロアとすること。
応接室	A	IV	II	II	II	II	I	III	20	区長室と近接させること。
総務課執務室	B	IV	II	III	II	II	I	II	144	以下を設置できるように計画すること。 ・基幹システム・住基照会システム (70 cm×130 cm) ・FAX (90 cm×100 cm)
総務課特別室（入札室）	B	II	I	II	II	II	I	III	適宜	総務課執務室と近接させること。
総務課打合せ室	B	II	I	II	II	II	I	III	適宜	総務課執務室と近接させること。
区民部倉庫	B	II	I	III	III	III	II	-	60	区民部と共用とすること。
総務課倉庫（選挙用）	B	II	I	III	III	III	II	-	35	
区共用書庫	B	II	I	III	III	III	I	-	400	泉区各課共用とすること。
戸籍住民課執務室	B	IV	II	III	II	II	I	II	389	利用者動線考慮正面玄関に近い配置とすること。 以下を設置予定できるように計画すること。 ・住民情報システム ・戸籍システム ・住基ネットワークシステム ・庁内 LAN
戸籍住民課倉庫	B	II	I	III	III	III	II	-	45	
委託業者休憩室	B	IV	II	III	II	II	I	-	15	戸籍住民課執務室に隣接させること。
DV 支援受付室	B	IV	II	III	II	II	I	III	15	戸籍住民課執務室と往来可能とすること。 個室とし、出入口を2方向に設けること。
戸籍住民課待合ロビー	A	IV	II	-	III	II	I	III	適宜	来庁者が多い窓口と近接し、来庁者利便性を考慮すること。
税務会計課執務室	B	IV	II	III	II	II	I	II	102	
指定金融機関受付	B	IV	II	III	II	II	I	II	7	税務会計課内に設置すること。
税務会計課待合ロビー	A	IV	II	-	III	II	I	III	適宜	来庁者が多い窓口と近接し、来庁者利便性を考慮すること。
まちづくり推進課執務室	B	IV	II	III	II	II	I	II	178	

室名	官庁施設の基本的性能基準								室面積 (㎡)	備考
	建築非構造部材	耐火	初期火災	音環境	光環境	熱環境	空気環境	情報化対応性		
まちづくり推進部倉庫	B	II	I	III	III	III	II	-	50	まちづくり推進部共用とし、まちづくり推進課及び、区民生活課と近接させること。
作業室1	B	II	I	III	II	II	I	III	15	まちづくり推進課と近接させること。
打合せ室	B	II	I	II	II	II	I	III	20	まちづくり推進課と近接させること。
区民生活課執務室	B	IV	II	III	II	II	I	II	102	
市民相談室	B	IV	II	II	II	II	I	III	30	区民生活課と近接させること。 出入口を2方向に設けること。 出入口は引き戸とすること。 非常用呼出装置を設置すること。
災害備品倉庫	B	II	I	III	III	III	II	-	40	
保健福祉センター 所長室	B	IV	II	III	II	II	I	II	30	管理課と隣接させること。
管理課執務室	B	IV	II	III	II	II	I	II	140	通常利用者との動線分離させること。 感染症管理・人口動態入力用のスペース (1.0m×3.0m) を設けること。
処置室	A	IV	II	III	II	II	I	III	40	感染症対応物品・廃棄物倉庫と近接させること。 HIV 採血場所として医療法適用区域とすること。 専用手洗い, 保管庫を設置すること。
保健福祉センター倉庫	B	IV	I	III	III	III	II	-	115	保健福祉センター共用とすること。
感染症対応物品・廃棄物倉庫	B	IV	I	III	III	III	II	-	35	処置室・歯科健診室と近接させること。 医療法適用居室とすること。

室名	官庁施設の基本的性能基準								室面積 (㎡)	備考
	建築非構造部材	耐火	初期火災	音環境	光環境	熱環境	空気環境	情報化対応性		
家庭健康課執務室	B	IV	II	III	II	II	I	II	399	<p>子ども家庭応援センターフロア，保育給付課と隣接させること。</p> <p>ベビーカー等の通行に配慮し，通路や間口を広めにすること。</p> <p>出入口扉は引き戸とし，取手を子供が届かない高さにし，また窓付扉とし，窓には飛散防止フィルムを貼ること。指挟みを防止する措置を講じること。</p> <p>授乳室や子供用トイレと近接させること。</p> <p>受付と待合スペースを設けること。</p> <p>以下を設置できるよう計画すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基幹システム・住基照会 2台 ・各業務システム 9台 ・複合機以外のプリンター 4台
相談室（家庭健康課）1	A	IV	II	II	II	II	I	III	7	家庭健康課と隣接させること。 緊急呼出ブザーを設置すること。
相談室（家庭健康課）2	A	IV	II	II	II	II	I	III	7	家庭健康課と隣接させること。 緊急呼出ブザーを設置すること。
面接室	B	IV	II	II	II	II	I	III	10	家庭健康課と近接させること。
作業室兼書庫 1	B	II	I	III	II	II	I	-	25	家庭健康課と近接させること。
健康診査室 1	A	IV	II	II	II	II	I	III	121	<p>健診機能とし，他の健診機能と同じフロアに計画すること。</p> <p>診察スペースを2カ所設け，各スペースはカーテンで仕切り，それぞれに洗面台を設置すること。</p> <p>冷暖房設備は独立単独系統で設置すること。</p> <p>医師等手洗い用洗面台（非接触式）を設置すること。</p> <p>子供が走り回ることも想定されるため振動が階下に響きにくい構造とすること。</p>
健康診査室 2	A	IV	II	II	II	II	I	III	85	<p>健診機能とし，他の健診機能と同じフロアに計画すること。</p> <p>健康診査室 1 とはパーティションにより仕切ること。</p> <p>冷暖房設備は独立単独系統で計画すること。</p> <p>子供が走り回ることも想定されるため振動が階下に響きにくい構造とすること。</p>

室名	官庁施設の基本的性能基準								室面積 (㎡)	備考
	建築非構造部材	耐火	初期火災	音環境	光環境	熱環境	空気環境	情報化対応性		
健康教育室 1	A	IV	II	II	II	II	I	III	85	健診機能とし、他の健診機能と同じフロアに計画すること。 冷暖房設備は独立単独系統で計画すること。
健康教育室 2	A	IV	II	II	II	II	I	III	65	健診機能とし、他の健診機能と同じフロアに計画すること。 健康教育室 1 とはパーティションにより仕切ること。 冷暖房設備は独立単独系統で計画すること。
相談室 1 (健診用)	A	IV	II	II	II	II	I	III	7	健診機能とし、他の健診機能と同じフロアに計画すること。
相談室 2 (健診用)	A	IV	II	II	II	II	I	III	7	健診機能とし、他の健診機能と同じフロアに計画すること。
相談室 3 (健診用)	A	IV	II	II	II	II	I	III	7	健診機能とし、他の健診機能と同じフロアに計画すること。
相談室 4 (健診用)	A	IV	II	II	II	II	I	III	7	健診機能とし、他の健診機能と同じフロアに計画すること。
歯科健診室	A	IV	II	II	II	II	I	III	25	健診機能とし、他の健診機能と同じフロアに計画すること。 以下を設置できるように計画すること。 ・ユニット 1 台 ・殺菌保管庫 ・小型滅菌機 ・指導用洗面台・鏡 2 台 ・医師手洗い用洗面台 (非接触式) ・媒体用展示キャビネット ・歯科医師用更衣スペース 冷暖房設備は独立単独系統で計画すること。
消毒室・洗濯室	B	IV	II	III	II	II	I	III	10	健診機能とし、他の健診機能と同じフロアに計画すること。 給排水設備を設置すること。 物干しスペースを設けること。
ミニ調理室	A	III	II	III	II	II	I	-	5	健診機能とし、他の健診機能と同じフロアに計画すること。 水道・流し台を設置すること。 電磁調理用電源・冷蔵庫用電源を設置すること。 離乳食教室用サンプル調理食材や調理器具・食器を補完できる戸棚を設置できるように計画すること。

室名	官庁施設の基本的性能基準								室面積 (㎡)	備考
	建築非構造部材	耐火	初期火災	音環境	光環境	熱環境	空気環境	情報化対応性		
健診時待合スペース	A	IV	II	-	III	II	I	III	180	健診機能とし、他の健診機能と同じフロアに計画すること。 冷暖房設備は独立単独系統で計画すること。
家庭健康課待合ロビー	A	IV	II	-	III	II	I	III	70	子ども家庭応援センターフロア、保育給付課と隣接させること。 ベビーカー等の通行に配慮し、通路や間口を広めにすること。 出入口扉は引き戸とし、取手を子供が届かない高さにし、また窓付扉とし、窓には飛散防止フィルムを貼ること。指挟みを防止する措置を講じること。 授乳室や子供用トイレと近接させること。
災害時保健活動物品庫	B	IV	II	III	III	III	II	-	45	
保育給付課執務室	B	II	I	III	II	II	I	II	238	子ども家庭応援センターフロア、家庭健康課と隣接させること。 ベビーカー等の通行に配慮し、通路や間口を広めにすること。 出入口扉は引き戸とし、取手を子供が届かない高さにし、また窓付扉とし、窓には飛散防止フィルムを貼ること。指挟みを防止する措置を講じること。 授乳室や子供用トイレと近接させること。 ・基幹システム・住基照会 端末8台、プリンター4台 ・各業務システム 端末3台、プリンター2台
作業室2	B	II	I	II	II	II	I	III	14	保育給付課と隣接させること。
作業室兼書庫2	B	II	I	III	II	II	I	-	30	保育給付課と近接させること。
保育給付課待合ロビー	A	IV	II	-	III	II	I	III	70	子ども家庭応援センターフロア、家庭健康課と隣接させること。 ベビーカー等の通行に配慮し、通路や間口を広めにすること。 出入口扉は引き戸とし、取手を子供が届かない高さにし、また窓付扉とし、窓には飛散防止フィルムを貼ること。指挟みを防止する措置を講じること。 授乳室や子供用トイレと近接させること。

室名	官庁施設の基本的性能基準								室面積 (㎡)	備考
	建築非構造部材	耐火	初期火災	音環境	光環境	熱環境	空気環境	情報化対応性		
障害高齢課執務室	B	IV	II	III	II	II	I	II	357	来庁者が多い窓口と近接し、来庁者利便性を考慮すること。 多目的トイレ（オストメイト）と近接させること。 以下を設置できるよう計画すること。 ・基幹システム・住機照会 ・敬老乗車証・ふれあい乗車証発行機システム
作業室3	B	IV	II	II	II	II	I	III	20	障害高齢課と近接させること。
書庫1	B	II	I	III	III	II	II	-	30	障害高齢課と近接させること。
相談室1（障害高齢課用）	A	IV	II	II	II	II	I	III	14	障害高齢課と隣接させること。
相談室2（障害高齢課用）	A	IV	II	II	II	II	I	III	14	障害高齢課と隣接させること。
相談室3（障害高齢課用）	A	IV	II	II	II	II	I	III	14	障害高齢課と隣接させること。
障害高齢課待合ロビー	A	IV	II	-	III	II	I	III	143	来庁者が多い窓口と近接し、来庁者利便性を考慮すること。
介護保険課執務室	B	II	I	III	II	II	I	II	144	来庁者が多い窓口と近接し、来庁者利便性を考慮すること。 基幹システム・介護保険を設置できるよう計画すること。 ・端末8台、レーザプリンタ4台、高速プリンター1台、スキャナ2台、インサータプリンタ2台 ・上記の他複合機1台
作業室兼書庫3	B	II	I	III	II	II	I	-	25	介護保険課と近接させること。
介護保険課待合ロビー	A	IV	II	-	III	II	I	III	70	来庁者が多い窓口と近接し、来庁者利便性を考慮すること。 車いす等での来庁者に配慮し、広めのスペースとすること。
保護課執務室	B	IV	II	III	II	II	I	II	255	他の来庁者とは動線を分離した計画とすること。 執務室には施錠できる計画とすること。 以下を設置できるよう計画すること。 ・生活保護システム ・医療レセプトシステム ・基幹システム・住基照会
書庫2	B	II	I	III	III	II	II	-	10	保護課と近接させること。
相談室1（保護課用）	A	IV	II	II	II	II	I	III	7	保護課と隣接させること。
相談室2（保護課用）	A	IV	II	II	II	II	I	III	7	保護課と隣接させること。

室名	官庁施設の基本的性能基準								室面積 (㎡)	備考
	建築非構造部材	耐火	初期火災	音環境	光環境	熱環境	空気環境	情報化対応性		
相談室 3 (保護課用)	A	IV	II	II	II	II	I	III	7	保護課と隣接させること。
ハローワーク執務室	B	IV	II	III	II	II	I	II	20	保護課と同じフロアに計画すること。
保護課待合ロビー	A	IV	II	-	III	II	I	III	30	利用者に配慮し執務室と一体的に計画すること。
保険年金課執務室	B	IV	II	III	II	II	I	II	314	来庁者が多い窓口と近接し、来庁者利便性を考慮すること。 以下を設置できるように計画すること。 ・基幹システム・国保・年金・医療助成 (端末18台, プリンター8台) ・国保連レセプト管理システムパソコン (端末2台, プリンター1台) ・年金ネットパソコン (端末1台) ・後期高齢広域パソコン (端末3台, プリンター1台)
書庫 3	B	II	I	III	III	II	II	-	30	保険年金課と近接させること。
作業室 4	B	IV	II	II	II	II	I	III	20	保険年金課と近接させること。
保険年金課待合ロビー	A	IV	II	-	III	II	I	III	85	来庁者が多い窓口と近接し、来庁者利便性を考慮すること。
衛生課執務室	B	IV	II	III	II	II	I	II	102	食品衛生協会事務所と隣接させること。 生活衛生情報システムを設置できるように計画すること。
申請受付・相談窓口スペース	A	IV	II	-	II	II	I	II	20	衛生課と隣接させること。
指導室	B	II	I	III	II	II	I	III	20	衛生課と近接させること。
試験検査室	A	IV	II	III	II	II	I	III	30	
食品衛生協会事務所	B	IV	II	III	II	II	I	II	25.5	衛生課と隣接させること。
公園課執務室	B	IV	II	III	II	II	I	II	144	道路課・街並み形成課と同じフロアに計画すること。 仙台市市民利用施設予約システムを設置できるように計画すること。
設計室	B	II	I	III	II	II	I	II	20	公園課と近接させること。
建設部倉庫	B	II	I	III	III	III	II	-	10	建設部共用とすること。
書庫 4	B	II	I	III	III	II	II	-	20	公園課と近接させること。
道路課執務室	B	IV	II	III	II	II	I	II	221	公園課・街並み形成課と同じフロアに計画すること。 以下を設置できるように計画すること。 ・道路占用台帳システム ・道路管理システム
書庫 5	B	II	I	III	III	II	II	-	45	道路課と近接させること。

室名	官庁施設の基本的性能基準								室面積 (㎡)	備考
	建築非構造部材	耐火	初期火災	音環境	光環境	熱環境	空気環境	情報化対応性		
閲覧室	B	II	I	III	II	II	I	III	20	道路課と近接させること。
設計積算室	B	II	I	III	II	II	I	II	30	道路課と近接させること。
街並み形成課執務室	B	IV	II	III	II	II	I	II	93	公園課・道路課と同じフロアに計画すること。 建築計画概要書等ファイリングシステムを設置できるように計画すること。 応接スペースを設けること。
書庫 6	B	II	I	III	III	II	I	-	45	街並み形成課と近接させること。
都市計画縦覧システム	B	IV	II	III	III	III	II	III	5	執務室，相談打合わせスペースと近接させること。
縦覧相談打合せスペース	A	IV	II	III	II	II	I	III	15	執務室近接・都市計画縦覧システムスペースと隣接させること。
水道料金センター	A	IV	II	III	II	II	I	II	適宜	
会議室 1 (20 席)	B	IV	II	II	II	II	I	III	40	会議室 1～7 は同じフロアに計画すること。 会議室 2 と隣接させ，可動間仕切りで仕切ることにより，一つの会議室として利用できるように計画すること。
会議室 2 (20 席)	B	IV	II	II	II	II	I	III	40	会議室 1～7 は同じフロアに計画すること。 会議室 1 と隣接させ，可動間仕切りで仕切ることにより，一つの会議室として利用できるように計画すること。
会議室 3 (20 席)	B	IV	II	II	II	II	I	III	40	会議室 1～7 は同じフロアに計画すること。 会議室 4 と隣接させ，可動間仕切りで仕切ることにより，一つの会議室として利用できるように計画すること。
会議室 4 (20 席)	B	IV	II	II	II	II	I	III	40	会議室 1～7 は同じフロアに計画すること。 会議室 3 と隣接させ，可動間仕切りで仕切ることにより，一つの会議室として利用できるように計画すること。
会議室 5 (30 席)	B	IV	II	II	II	II	I	III	60	会議室 1～7 は同じフロアに計画すること。
会議室 6 (50 席)	B	IV	II	II	II	II	I	III	100	会議室 1～7 は同じフロアに計画すること。 可動間仕切り等により，2 つに分割して，それぞれを同時に利用できるように計画すること。

室名	官庁施設の基本的性能基準								室面積 (㎡)	備考
	建築非構造部材	耐火	初期火災	音環境	光環境	熱環境	空気環境	情報化対応性		
会議室 7 (100 席)	B	IV	II	II	II	II	I	III	350	会議室 1～7 は同じフロアに計画すること。 可動間仕切り等により、4 つに分割して、それぞれを同時に利用できるように計画すること。
行政施設 (共用部分)										
待合ロビー・廊下 (総合案内)	A	IV	II	-	III	II	I	III	適宜	来庁者から視認しやすい場所に、総合受付カウンター及び、総合受付板を設置すること。 総合受付カウンターから視認しやすい場所にキッズスペース (20.0 ㎡) を設置すること。 キッズスペースの床材・仕切材はクッション性のあるものとする。 ベビーカーを置けるスペースを確保すること。 市民参画スペースを設けること。 映像配信機器を設置できるよう計画すること。
区民ホール	A	IV	II	-	III	II	I	III	適宜	待合ロビー等と隣接させること。 ホール内音響システムを設置すること。
授乳室	A	IV	II	II	III	II	I	-	適宜	健診、転出入手続き等、乳幼児連れの方の利用が多いと想定されるフロアに設置すること。 女性用・男性用に各 1 室設置すること。 折り畳み式のベビーベッドを設置すること。 外部からの施設に配慮した授乳スペースを設けること。 ミニキッチン、洗面台を設置すること。 冷暖房設備は独立単独系統で計画すること。
守衛室	B	IV	II	II	II	II	I	II	適宜	休日・夜間来庁者に対応できる窓口カウンターを設けること。 畳敷きの仮眠スペース (押入付き) を設けること。 前室を設け、ミニキッチンを設置すること。
廊下	A	IV	II	-	III	II	I	III	適宜	各課前に少人数の来庁者待合スペースの配置を設けること。 配架ラックの設置等も考慮すること。
トイレ	B	IV	II	III	III	-	II	-	適宜	洗浄機付き暖房便座とすること。 男女ともベビーチェア付き個室とおむつ交換台設置すること。

室名	官庁施設の基本的性能基準								室面積 (㎡)	備考
	建築非構造部材	耐火	初期火災	音環境	光環境	熱環境	空気環境	情報化対応性		
給湯室	B	IV	II	III	III	-	II	-	適宜	各階1か所設置すること。 ゴミの収集スペースを設けること。 給湯設備を設置すること。
更衣室	B	IV	II	III	III	III	I	III	適宜	各階男女 各1か所設置すること。 「別添資料7 泉区役所における職員数等について」において示す各階で業務を行う職員が利用するのに十分な面積を確保すること。
医務室	B	IV	II	III	II	II	I	III	適宜	
洗濯室・乾燥室	B	IV	II	III	III	III	II	-	適宜	洗濯機・乾燥機が置けるスペースを設けること。
シャワー室	B	IV	II	III	III	III	II	-	適宜	
印刷室	B	IV	II	III	III	III	II	III	適宜	リソグラフ、裁断機、紙折り機の配置及び、簡易作業スペースを設けること。
電話交換室・交換機室	B	IV	II	III	III	III	I	III	適宜	
清掃業務受託者休憩室	B	IV	II	III	III	II	I	III	適宜	掃除用具置場を併設すること。
施設管理受託者休憩室	B	IV	II	III	III	II	I	III	適宜	施設管理、受付等の業務ができるスペースを設けること。
物品集配スペース	B	IV	II	III	III	III	II	III	適宜	雨天時搬入を考慮すること。
ごみ収納スペース	B	IV	II	III	III	-	II	-	適宜	
修養室	B	IV	II	III	III	II	I	III	適宜	男女各1室以上設置すること。 (横になれるスペース、椅子、机を設置するスペースを設けること。)
行政施設（職員研修所部分）										
職員研修所事務室	B	IV	II	III	II	II	I	II	適宜	行政施設（職員研修所部分）は全て同じフロアに計画すること。 研修所出入口に近い配置とし、受付窓口を設置すること。 各研修室の状況を映像・音声の両方で確認できるモニターセットを設置すること。 緊急時対応等も考慮し、研修室への放送機器を設置すること。 以下の備品について設置可能な計画とすること。 ・業務用机・椅子各9脚 ・打合せ用机4脚、椅子各8脚 ・プリンター1台 ・ハイキャビネット3台 ・ローキャビネット1台 ・業務用端末1台

室名	官庁施設の基本的性能基準								室面積 (㎡)	備考
	建築非構造部材	耐火	初期火災	音環境	光環境	熱環境	空気環境	情報化対応性		
職員研修所資料室兼準備室	B	II	I	III	II	II	I	-	適宜	<p>行政施設（職員研修所部分）は全て同じフロアに計画すること。</p> <p>以下の備品について設置可能な計画とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印刷機 1 台 ・長机 4 脚 ・スチールラック 6 台（1 台当たり：奥行 45 cm×高さ 180 cm×長さ 180 cm 程度）
打合せ室兼講師控室	B	IV	II	III	II	II	I	III	適宜	<p>行政施設（職員研修所部分）は全て同じフロアに計画すること。</p> <p>事務室と近接させること。</p> <p>以下の備品について設置可能な計画とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・机 2 脚，椅子 4 脚 ・コート掛け

室名	官庁施設の基本的性能基準							室面積 (㎡)	備考	
	建築非構造部材	耐火	初期火災	音環境	光環境	熱環境	空気環境			情報化対応性
職員研修所大研修室	B	IV	II	II	I	I	I	III	適宜	<p>行政施設（職員研修所部分）は全て同じフロアに計画すること。</p> <p>同時に 180 名が研修に利用可能な計画とすること。</p> <p>移動式間仕切り壁等により室を二つに分割し、同時に研修に利用できる計画とすること。（例：スクール形式時各室 80 名程度、グループワーク形式時各室 60 名程度）</p> <p>マイク・スピーカーの利用を想定した防音性能を確保すること。（分割利用の防音についても配慮した計画とすること）</p> <p>出入口を 4 か所以上設け、分割時にも各室 2 か所以上の出入口が利用可能な計画とすること。</p> <p>一部 OA 床とし、コンセント等の配線に利用できる計画とすること。</p> <p>室内に直射日光が差し込まない計画とし、開口部には遮光カーテン、ブラインドを設けること。</p> <p>一部照明はつまみ式調光ライトとすること。</p> <p>天井吊りのプロジェクターを 1 台設置できる計画とすること、なお分割時にも利用可能な計画とすること。</p> <p>プロジェクターの利用を想定し、投影面となるスクリーン又は白い壁面を確保すること。分割時にも利用可能な計画とすること。</p> <p>以下の備品について設置可能な計画とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二分割時用の音響設備一式（ハンドマイク（ワイヤレス）3 本、ピンマイク 1 本、スピーカー、アンプ 1 台）× 2 セット、教材を格納した端末からプロジェクター及び、音響設備への接続ができること、二分割しても混線しないこと。 ・ 180 名が同時利用することを想定した机、椅子 ・ 講師用演台、机、椅子

室名	官庁施設の基本的性能基準							室面積 (㎡)	備考	
	建築非構造部材	耐火	初期火災	音環境	光環境	熱環境	空気環境			情報化対応性
職員研修所小研修室	B	IV	II	II	I	I	I	III	適宜	<p>行政施設（職員研修所部分）は全て同じフロアに計画すること。</p> <p>同時に 60 名が利用可能な計画とすること。（スクール形式時 60 名，グループワーク形式時 40 名以上）</p> <p>出入口を 2 か所以上設けること。</p> <p>一部 OA 床とし，コンセント等の配線に利用できる計画とすること。</p> <p>マイク・スピーカーの利用を想定した，防音性能を確保すること。</p> <p>天井吊りのプロジェクターを 1 台設置できる計画とすること。</p> <p>プロジェクターの利用を想定し，投影面となるスクリーンの設置又は白い壁面を確保すること。</p> <p>室内に直射日光が差し込まない計画とし，開口部には遮光カーテン，ブラインドを設けること。</p> <p>一部照明はつまみ式調光ライトとすること。</p> <p>以下の備品について設置可能な計画とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 音響設備一式（ハンドマイク（ワイヤレス）3 本，ピンマイク 1 本，スピーカー，アンプ 1 台），教材を格納した端末からプロジェクター及び，音響設備への接続ができること。 60 名が同時利用することを想定した机，椅子 講師用演台，机，椅子
倉庫	B	II	I	III	III	III	II	-	適宜	<p>行政施設（職員研修所部分）は全て同じフロアに計画すること。</p> <p>通常の出入口に加え，各研修室から直接出入りできる計画とすること。</p> <p>大研修室，小研修室の机・椅子の半数程度，ホワイトボード 15 台を収納できる面積を確保すること。</p>
職員研修所講師控室 1	B	IV	II	III	II	II	I	III	適宜	<p>行政施設（職員研修所部分）は全て同じフロアに計画すること。</p> <p>事務室と近接させること。</p> <p>4 名が同時に待機するのに十分な面積を確保すること。</p> <p>内部に更衣スペースを設けること。</p> <p>以下の備品について設置可能な計画とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 机 2 脚，椅子 4 脚 コート掛け

室名	官庁施設の基本的性能基準								室面積 (㎡)	備考
	建築非構造部材	耐火	初期火災	音環境	光環境	熱環境	空気環境	情報化対応性		
職員研修所講師控室 2	B	IV	II	III	II	II	I	III	適宜	<p>行政施設（職員研修所部分）は全て同じフロアに計画すること。</p> <p>事務室と近接させること。</p> <p>4名が同時に待機するのに十分な面積を確保すること。</p> <p>内部に更衣スペースを設けること。</p> <p>以下の備品について設置可能な計画とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・机2脚, 椅子4脚 ・コート掛け
職員研修所倉庫（書庫）	B	II	I	III	III	II	I	-	適宜	<p>行政施設（職員研修所部分）は全て同じフロアに計画すること。</p> <p>以下の備品について設置可能な計画とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハンド式移動ラック5台（1台あたり：奥行50cm×高さ230cm×長さ380cm程度） ・コート掛け
ロビー	A	IV	II	-	III	II	I	III	適宜	<p>行政施設（職員研修所部分）は全て同じフロアに計画すること。</p> <p>最大180名が受付できるスペースを確保すること。</p> <p>受付, 掲示・伝言板, 図書設置スペース等を設けること。</p>
トイレ	B	IV	II	III	III	-	II	-	適宜	<p>行政施設（職員研修所部分）は全て同じフロアに計画すること。</p> <p>洗浄機付き暖房便座とすること。</p> <p>配置計画により行政施設（共用部分）のトイレと一体的に計画することを認めるが, 研修所利用者数を考慮すること。</p>
給湯室	B	IV	II	III	III	-	II	-	適宜	<p>行政施設（職員研修所部分）は全て同じフロアに計画すること。</p> <p>ゴミの収集スペースを設けること。</p> <p>給湯設備を設置すること。</p> <p>配置計画により行政施設（共用部分）の給湯室と一体的に計画することを認めるが, 研修所利用者数を考慮すること。</p>
更衣室	B	IV	II	III	III	III	I	III	適宜	<p>行政施設（職員研修所部分）は全て同じフロアに計画すること。</p> <p>男女, 各1か所設置すること。</p> <p>配置計画により行政施設（共用部分）の更衣室と一体的に計画することを認める。</p> <p>「別添資料7 泉区役所における職員数等について」において示す各階で業務を行う職員が利用するのに十分な面積を確保すること。</p>

室名	官庁施設の基本的性能基準								室面積 (㎡)	備考
	建築非構造部材	耐火	初期火災	音環境	光環境	熱環境	空気環境	情報化対応性		
福利厚生施設										
食堂	A	IV	II	-	III	II	I	III	適宜	席数は50席以上とすること。 食堂事務室兼休憩室を併設すること。
物販施設	A	IV	II	-	III	II	I	III	適宜	1階に設け、建物外部からも利用可とすること。 区役所内部からの入り口を設け、閉庁日・閉庁時間帯は区役所側へ直接出入りできない計画とすること。

(参考) 現泉区役所の電話回線数 (台)

総務課	17
戸籍住民課	16
税務会計課	5
まちづくり推進課	16
区民生活課	10
管理課	15
家庭健康課	22
保育給付課	11
障害高齢課	17
介護保険課	6
保護課	14
保険年金課	14
衛生課	8
仙台市食品衛生協会泉事務所	2
公園課	10
道路課	17
街並み形成課	8
会議室	各1~3
宿直室・管理人室他	各1
市民相談室	1
電話交換室	0
応接室	0
食堂	0
職員研修所 (事務室8, 研修室4, 講師控室3)	15